（様式第２－１４号）

多面的機能発揮促進事業に関する計画の概要

令和元年　６月３０日

近 江 八 幡 市

農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する法律（平成26年法律第78号）第７条第５項の規定に基づき、多面的機能発揮促進事業に関する計画を認定したので、同条第６項の規定に基づき、その概要を下記のとおり公表する。

記

種類				実施地域等		実施期間	実施主体
1号事業	２号事業	３号事業	４号事業	地域	重点区域との重複の有無		
○				近 江 八 幡 市	無	R1　～　R5	近江八幡市農村まるごと広域協議会
○				近 江 八 幡 市　安土町芦刈地先	無	R1　～　R5	小中之湖地域環境保全会
○				近 江 八 幡 市　大中町及び安土町大中地先	無	R1　～　R5	大中環境保全の会
○				近 江 八 幡 市　武佐町地先	無	H29　～　H33	東近江市農村まるごと保全広域協定運営委員会
○				近 江 八 幡 市　長光寺町地先	無	H29　～　H33	東近江市農村まるごと保全広域協定運営委員会
						～	
						～	
						～	
						～	
						～	
						～	
						～	
						～	
						～	
						～	
						～	